

(前提)これまで予算措置された東日本大震災復興関係事業(復興に向けた各種交付金等)や各種制度(復興特区等)を最大限に活用するほか、今般の福島特措法改正による新たな制度も効果的に活用し、復興を加速する。

## 取組方針

### 【Ⅰ 予算要望の基本的考え方】

- 平成28年度以降の復興財源を確実に確保できるよう、長期の財源の確保を定める国の福島復興再生基本方針等を踏まえる。
- 具体的には、基本方針等に基づく国の取組の進捗状況を把握の上、継続が必要な施策を確実に国に求める。
- 新たな要望は、実際に制度化されることを見越して、事業内容や予算額について具体的な提案ができるよう予めしっかりと準備する。
- 要望する項目は、緊急性、重要度を重視しつつ、復興を総合的に進める観点から、県全体として整合性のある内容とする。
- 復興庁の概算要求スケジュールを見据えて取り組む。

### 【Ⅱ 予算要望の5つの視点】

- ① 市町村等の現場の実情・課題をしっかりと踏まえた対応
- ② 復興ステージの状況変化に応じた的確な対応
- ③ イノベーション・コスト構想の実現に必要な施策に関する政府予算確保
- ④ 避難地域の将来像を踏まえた、必要な施策に関する政府予算確保
- ⑤ 平成28年度以降の復興を推進するために必要な制度の継続及び改正並びに政府予算確保

(以上、6月までに整理が必要)